

東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 目的

文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（様式）が改正されたため、これに合わせて本市の様式も改正した。

2 主な改正の概要

- （１）従来の「社会保険料」「生命保険料」及び「地震保険料」に加え、新たに「小規模企業共済の掛金」「企業型年金（企業型 DC）の掛金」「個人型年金（IDeCo）の掛金」「地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金」及び「雑損控除」の額が控除可能となった。
- （２）「性別」欄の削除及び「本人同意欄」の新設

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 7 日

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

(整理番号) NO.

保護者氏名			住所		児童生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等				都道府県の地区別区分：VI 地域の級地区分：3－1			学校長承認	
世帯の収入状況			世帯の状況（前年12月末日現在）					需 要 額 等							
			保護者等氏名	生年月日 （満年齢）	続柄	本人 同意 欄	在学学校名・学年 （特別支援学級名）	教育扶助基準				生活扶助基準			
基準額	教材代	学 校 給食費						通学費	第1類	期末一時 扶助費	障害者/母子 加算額	第 2 類			
所得 控 除 前	総所得金額	円		年 月 日 （ 歳）		☐						円	円		h 基準額
	退職所得金額			年 月 日 （ 歳）		☐									円
	山林所得金額			年 月 日 （ 歳）		☐									i 地区別冬季加算額
	計	A		年 月 日 （ 歳）		☐									j 生活扶助基準計 （e×通減率、f～iの合計）
所得 控 除	雑損控除		子等の氏名	生年月日 （満年齢）	続柄										円
	社会保険料			年 月 日 （ 歳）	本人	☐		円	円	円	円			円	k 住宅扶助基準
	小規模企業共 済等掛金控除			年 月 日 （ 歳）		☐									円
	生命保険料			年 月 日 （ 歳）		☐									l 需要額 （a～d、j、kの合計）
	地震保険料			年 月 日 （ 歳）		☐									円
	ひとり親又は 寡婦控除の額 （保護者に限る。）			年 月 日 （ 歳）		☐									収 入 額 需 要 額
計	B		年 月 日 （ 歳）		☐									$\frac{D}{1} =$	
所得額（A－B）		C		年 月 日 （ 歳）		☐									
収入額（C×1/12）		D	合 計					a	b	c	d	e	f	g	
特記事項										支弁区分 ☐ I 段階（令第2条第1号相当） ☐ II 段階（令第2条第2号相当） ☐ III 段階（令第2条第3号相当）					
（注）1 本人同意欄については、この調書に記載のある世帯員の地方税関係情報及び世帯状況について、市が調査することについて同意する場合に☑をしてください。ただし、年齢や障がいの特性・状態により同意の意思が表示できない者については、法定代理人による☑として差し支えありません。 なお、全員の同意がない場合は、審査することができません。 2 「特記事項」の欄には、生活保護等の該当事項を記載してください。 3 この様式において「令」とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）をいいます。										上記の内容について、間違いありません。 東広島市長 様 保護者氏名 年 月 日					